

群馬大学名誉教授身分証明証取扱要項

平成21. 6. 1 制定
改正 平成22. 4. 1 平成26. 4. 1
令和 7. 4. 1

(趣旨)

第1 群馬大学名誉教授（以下「名誉教授」という。）の身分証明証に関する取扱いについては、この要項の定めるところによる。

(発行)

第2 身分証明証は、学長が発行するものとする。

2 身分証明証用の写真は、名誉教授に提出させることができる。

(身分証明証の様式)

第3 身分証明証の様式は、別紙様式第1号のとおりとする。

2 学長の証明印は、印影を印刷するものとする。

(効力)

第4 身分証明証は、終身効力を有する。

(貸与・譲渡の禁止)

第5 名誉教授は、身分証明証を他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

(紛失時の届出)

第6 名誉教授は、身分証明証を紛失したときは、直ちに届け出なければならない。

(返納)

第7 名誉教授は、次の各号のいずれかに該当したときは、直ちに身分証明証を返納しなければならない。

(1) 群馬大学名誉教授称号授与規則第6条の規定により名誉教授の称号を取り消されたとき。

(2) 死亡したとき。

(3) 身分証明証の記載事項に変更があったとき。

(4) 損傷等により、身分証明証が使用に耐えなくなったとき。

(再交付願)

第8 身分証明証の紛失又は第7の第3号若しくは第4号に該当した場合、名誉教授は、別紙様式第2号の身分証明証再交付願を提出し、身分証明証の交付を受けるものとする。

(発行等の事務)

第9 身分証明証の発行等の事務は、総務部人事労務課で行う。

附 則

この要項は、平成22年4月1日から施行する。


附 則

この要項は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和7年4月1日から施行する。

表

 群馬大学 GUNMA UNIVERSITY	身分証明証 Identification
<p style="text-align: center;">写 真</p>	<p style="text-align: center;">(氏 名 を 記 入)</p>
	<p style="text-align: center;">上記の者は、本学の名誉教授であることを証明する。 年 月 日発行</p>
<p style="text-align: center;">群 馬 大 学 長 ㊟ President of Gunma University</p>	

裏

<p>(磁気テープ)</p>
<p>注意事項</p>
<ol style="list-style-type: none">1 この身分証明証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。2 この身分証明証を紛失したときは、直ちに届け出なければならない。3 この身分証明証は、終身効力を有する。4 この身分証明証は、次の各号の一に該当したときは、直ちに返納しなければならない。<ol style="list-style-type: none">(1) 記載事項に変更があったとき。(2) 損傷等により、使用に耐えなくなったとき。5 図書館で図書を借りる場合は、この身分証明証を提示すること。
<p>発行者：群馬大学 〒371-8510 前橋市荒牧町四丁目2番地 TEL 027 220 7111 (代)</p>
<p>(バーコード)</p>

身 分 証 明 証 再 交 付 願

年 月 日

群馬大学長 殿

氏 名
職員番号
生年月日 大・昭・平 年 月 日生

下記理由により、身分証明証の再交付をお願いします。

記

- 紛 失
- 記載事項の変更 (変更内容)
- 損 傷 (磁気不良 IC不良 その他 ())

※この再交付願により取得した個人情報は、身分証明証の発行事務に利用されます。